東北大学青葉山ユニバースレンタルラボ等使用内規

令和5年12月7日 産学連携機構長裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学青葉山ユニバース(以下「ユニバース」という。)レンタルラボ及びレンタルオフィス(以下「レンタルラボ等」という。)の使用について定めるものとする。

(レンタルラボ等の使用)

- 第2条 産学連携機構長(以下「機構長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、 レンタルラボ等を期間を定めて使用させるものとする。
 - 一 東北大学(以下「本学」という。)の教員等が行う研究で、オープンイノベーションの展開又は 3GeV 高輝度放射光施設ナノテラスとの共創活動の展開に寄与するものに使用する場合
 - 二 本学又は本学の教員等が関係するスタートアップ等が第1号に掲げる研究(研究開発を含む。) に使用する場合
 - 三 本学と共同研究等を行う相手方が第1号に掲げる研究(研究開発を含む。)に使用する場合
 - 四 前三号に掲げるもののほか、学術研究の発展に寄与と認められる場合その他の機構長が特に 適当と認めるものに使用する場合

(使用の期間)

- 第3条 レンタルラボ等は、原則として、1年を単位として使用させるものとする。ただし、第5条 第1項に定める審査において機構長が適当と認めるときは、1年未満の期間により使用させるこ とがある。
- 2 前項に定める使用の期間は、最長で5年間とする。ただし、機構長が特に適当と認めるときは、 所定の審査を経て更新することがある。

(使用の申請)

第4条 レンタルラボ等を使用しようとする者は、所定の期日までに別記様式第1号又は第2号により機構長に提出しなければならない。

(使用の許可)

- 第5条 機構長は、前条の申請があったときは、東北大学青葉山ユニバース運営委員会(以下「運営 委員会」という。) に、その使用目的等を審査させるものとする。
- 2 機構長は、前項の審査の結果、適当と認めるものについては必要な条件を付して使用を許可する ものとする。
- 3 機構長は、前項の規定により使用を許可したときは、別記様式第3号により申請者に通知するものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、第2条第2号から第4号(本学の教員等が使用する場合を除く。)の

規定により使用を許可された者は、国立大学法人東北大学不動産等貸付事務取扱細則(平成17年12月27日理事(財務担当)裁定)による建物等使用申込書を東北大学総長に提出し、レンタルラボ等の貸付けに係る契約を締結するものとする。

(使用料)

- 第6条 使用料は、建物及びその付帯施設等に係る基本料金並びに光熱水料等の実費弁償的な付帯 料金とする。
- 2 基本料金は次の表に定めるとおりとする。

使用の区分	仕様	1年間当たりの料金	
本学の教員等	クリーンルーム以外	1平方メートルにつき 33,	000円
	クリーンルーム	1平方メートルにつき 41,	000円
スタートアップ、中小	クリーンルーム以外	1平方メートルにつき 47,	600円
企業の研究者等	クリーンルーム	1平方メートルにつき 50,	000円
上記以外の者に使用さ	クリーンルーム以外	1平方メートルにつき 59,	400円
せる場合	クリーンルーム	1平方メートルにつき 62,	400円

3 第3条第1項ただし書きに定める期間により使用させる場合にあっては、当該使用の期間に応じ、上記に定める金額を減額して徴収するものとする。

(使用料の納付)

- 第7条 使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、前条に規定する使用料を所定の期日までに納付しなければならない。
- 2 既に納付した使用料は、返付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その一部 又は全部を返付することがある。
 - 一 災害その他使用者の責めによらない事由で使用できなくなったとき。
 - 二 第11条第1項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたとき。
 - 三 第12条の規定により使用の期間の変更又は取りやめの承認を受けたとき。

(使用料の特例)

第8条 機構長が特に必要と認めた場合は、使用料の一部又は全部を徴収しないことがある。

(原状変更等)

第9条 使用者は、レンタルラボ等に特別の工作をし、又は原状を変更してはならない。ただし、機構長の承認を得た場合は、この限りでない。

(使用の権利の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は第三者に使用させてはならない。ただし、機構長の 承認を得た場合は、この限りでない。 (使用の許可の取消し等)

- 第11条 機構長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることがある。
 - 一 本学において使用する必要が生じたとき。
 - 二 使用者がこの内規又は使用の許可条件に違反したとき。
- 2 前項により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたことによって使用者に損害を及ぼす場合であっても、本学はその責めを負わない。

(使用の期間の変更等)

第12条 使用者は、使用の期間を変更し、又は使用を取りやめる場合は、30日前までに機構長に申し出て、その承認を受けなければならない。

(原状回復)

第13条 使用者は、レンタルラボ等の使用を終えたとき、又は第11条第1項の規定により使用の 許可を取り消され、若しくは使用を中止させられたときは、直ちに原状に回復し、返還しなければ ならない。

(損害賠償)

第14条 使用者は、レンタルラボ等及びその設備、備品等を破損し、若しくは滅失した場合又は使用の許可条件に定める義務を履行しない場合は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(事務等)

第15条 ユニバースの管理運営及びレンタルラボ等の使用に関する事務は、産学連携部が行う。

(雑則)

第16条 この内規に定めるもののほか、レンタルラボ等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和5年12月7日から施行する。

附 則(令和6年8月21日改正)

この内規は、令和6年8月21日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

東北大学青葉山ユニバース使用申請書

No.														
産生	学連携機構	長	殿	ŀ						令和	年	Ē.	月	日
					<u>瑂</u>	烙:			氏名_	:				印
					<u>電</u>	話:				FAX:				
					<u>E</u>	<u>-mail :</u>								
			、の使用につ こっては関連					ます。						
プロ	ジェクトク	名称												
資	金の名称等	李	<u>資金①</u> 事業(○印) 予期 <u>資金②</u> 事類(○印) 事種別(○印) 予期 予期	: 共創研 [:] : 令和 「: : : : : : : : : : : : : : : : : : :	年 究所・	月 共同研	円 日 ^ 完・受 円	~ 令和 託研究 ·	年・補助金	月 ・その他 月	日	金、大	下学運	
	組織		学内者相手機関	1 199								Z271		
使	用期	間	令和	年	月	日	~	令和	年	月	日	<u>×</u>	《最長	<u>:5年</u>
希望	する部屋	番号	部屋番号								No.	*担当	1者記	已入欄 m ^²
使用	予定機器等	等名		お込みを持ち込みを		1		3	その他					

1.	研究概要	
2.	青葉山ユニバースの 趣旨と合致する点	
3.	入居期間内における 本学の成果への寄与	(入居後何年までに、何をどこまで行うのかを明記して下さい。)
4.	産学官共同研究推進への寄与	
5.	施設改修計画	(研究開発を行う上で、改修が必要な場合は記載して下さい。例:研究室内へのトイレの設置)
	備考	

東北大学青葉山ユニバース使用申請書

No.						
東北大学産学連携			令和	年	月	日
	申請	請者(代表者) <u>企業名等:</u>			_	
		職名:	氏名:			印
		電話:	FAX:			
		E-mail:				
	の使用について、次の では関連規則を遵守		- 0			
プロジェクト名称						
資金の名称等	<u>資金①</u> □自社の自己資金より □その他(予算総額: <u>資金②</u> □自社の自己資金より □その他(予算総額:) 円)充当) 円				
組織	所 属 申 請 機 関 本学 関係者	職 名	氏 名	i 連	絡先(電話)
使 用 期 間	令和 年	月 日 ~ 令	和 年 月	日	※最長5	年
希望する部屋番号	部屋番号 備 考			*担 No.	当者記	入欄 m²
使用予定機器等名		等)持ち込み機器	(a) 7 (a) ll.			
DOVING A VENDARIA (1771)	② 本学(関係者等)	持ち込み機器(③ その他			

1.	研究概要	
2.	青葉山ユニバースの 趣旨と合致する点	
3.	入居期間内における 本学の成果への寄与	(入居後何年までに、何をどこまで行うのかを明記して下さい。)
4.	産学官共同研究推進への寄与	
5.	施設改修計画	(研究開発を行う上で、改修が必要な場合は記載して下さい。例:研究室内へのトイレの設置)
	備考	

別記様式第3号(第5条第3項関係)

東北大学青葉山ユニバース使用許可書

令和 年 月 日

殿

産学連携機構長

東北大学青葉山ユニバースのレンタルラボ等の使用を下記のとおり許可する。

記

プロジェクトの研究代表者				
使	用許	可 期	間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
使	用許可	実 験 室	等	室 m ² 使用料 年額 千円(光熱水料等付帯料金は別途)
使	用	条	件	青葉山ユニバースレンタルラボ等使用内規等を遵守すること(原状回復を含む。)